

助成事業・認証事業 事業説明会Q & A

No	分類	質問	回答	募集要項参照ページ
1	対象団体	申請する事業のために新たに団体を設立する場合は対象となるか	申請時点で設立されている団体であれば対象となります。助成事業の場合は、加えて鎌倉市内に所在地があれば対象となります。	助成 2 ページ 認証 2 ページ
2	対象事業	市内で実施する事業のみが対象か	鎌倉市内で実施する事業のみが対象となり、市外で実施する事業は対象外です。市内と市外両方で開催するイベントの場合、市内で開催する部分のみを申請いただくことは可能です。	助成 2 ページ 認証 2 ページ
3	対象事業	中国や韓国に行って実施するイベントは対象になるのか	鎌倉市内で実施する事業のみが対象となるため、国外で実施する事業は対象外です。中国や韓国で実施したイベントを鎌倉市内で発信する機会を設けるようなイベント（講演会、シンポジウム等）であれば対象となります。	助成 2 ページ 認証 2 ページ
4	対象事業	中国や韓国でつくられた作品が含まれていなくても、日本人が中国や韓国を表現したり各国の比較を行う事業は助成事業の対象となるか	「中国や韓国の芸術文化に触れる内容」とは、中国や韓国の作品自体を取り扱うことが必須ではなく、ご質問の内容でも対象となります。	助成 2 ページ
5	対象事業	異なる事業を複数申請することは可能か	助成事業は1 団体につき1 事業のみ申請可能です。認証事業は申請件数に上限を設けていませんので、複数の事業を申請いただくことが可能です。	助成 2 ページ 認証 2 ページ
6	対象事業	助成事業に申請した事業が採択されなかった場合、他の事業を申請する機会はないのか	現時点で助成事業は第2 期募集以降の募集を予定していないため、第2 期募集で採択されなかった場合、他の事業を申請いただく機会はありません。申請を予定している事業が対象となるか心配な場合は、事前に事務局にご相談ください。	助成 2 ページ

No	分類	質問	回答	募集要項参照ページ
7	対象事業	助成事業で入場料を取ることは問題ないか	入場料を取ることで自身が直ちに営利目的の事業と判断されるものではありません。事業全体の経費と助成金を含めた収入とのバランスで判断しますので、過度な入場料の徴収になっていなければ問題ありません。	助成 2 ページ
8	対象経費	中国や韓国から文化人を招聘する場合、日本への渡航に係る航空券等の費用は対象経費としてよいか	ビジネスクラス等の特別料金は対象となりませんが、経済的かつ合理的と認められる範囲での航空券や国内での移動に係る交通費は対象経費となります。ただし、航空券の領収書等の宛名が申請団体の名称と一致していないと対象経費として認められないためご注意ください。	助成 3, 4, 6 ページ
9	対象経費	料理教室などの食に関するイベントを実施する場合、食材費は対象経費として認められないが、料理するスタッフや講師の人件費は対象経費として認められるということでしょうか	お見込みのとおり、食材費は飲食に係る経費に該当するため対象外となりますが、イベントのために雇用したスタッフの人件費や講師等への報償費は対象経費となります。	助成 3, 4 ページ
10	提出書類	収支について、申請時と実績報告時の金額が変わることは問題ないか	収入合計と支出合計の金額が一致するよう記載していただく必要がありますが、申請時に提出する収支予算書と実績報告時に提出する収支決算書の金額の総額が変わることは問題ありません。	助成 5, 7 ページ
11	支援内容	事業のために作成したチラシは、実行委員会や市で公共施設に配架してもらえるのか	紙のチラシの配架は、原則各団体での対応をお願いします。実行委員会や市では、公式ウェブサイトやSNSでの広報支援を行いますので、作成したチラシのデータをご提出ください。	助成 6 ページ 認証 2 ページ